

2 計画の位置付け

本計画は、幸手市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもので、本市の最上位計画である「第6次幸手市総合振興計画」と整合し、本市のまちづくりを環境面から推進します。

また、環境対策は幅広い分野にわたって取り組む必要があることから、環境の視点や方向性を示すことにより、各分野における環境配慮や環境対策の実施と様々な角度からの取組の推進を図ります。

推進の主体は、市民、事業者、市で、ボランティア等の活動団体も含まれます。

なお、この計画には「地球温暖化対策の推進に関する法律※」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）※」と「気候変動適応法」に基づく、「地域気候変動適応計画※」を包含した計画として位置付け、「幸手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）※」等を含めて、市全体の地球温暖化対策を進めます。

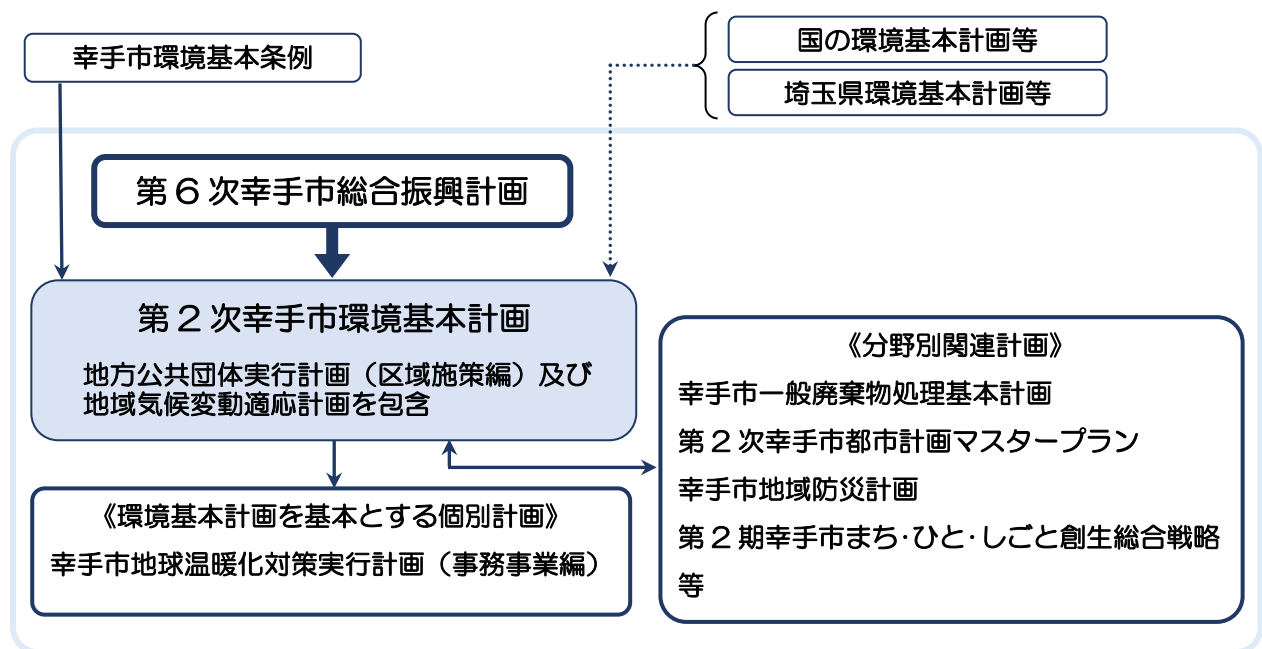


図1 計画の位置付け

3 計画の期間

- 本計画は、2025(令和7)年度を初年度とし、2035(令和17)年度までを計画期間とします。
- 国が目指す「2050年カーボンニュートラル」とそのための2030年中間目標を踏まえ、温室効果ガス※排出量削減の目標は2030(令和12)年度とし、その時期に計画全体を通して中間見直しを行います。